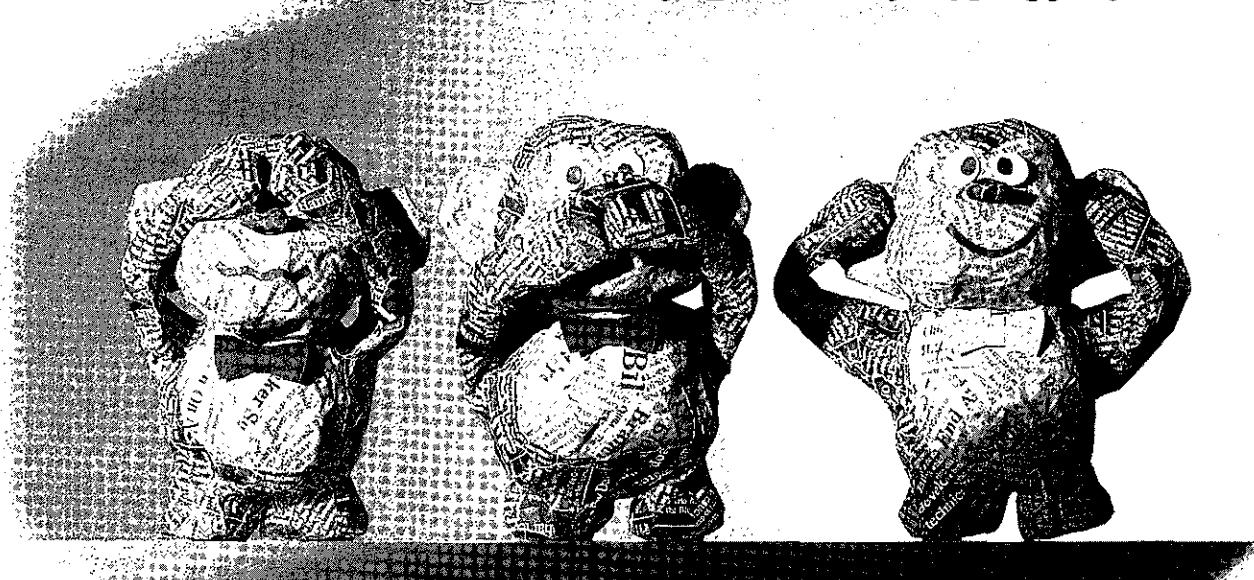


公開シンポジウム

「公益通報者保護法案」 を考える

～ホンマに内部告発して大丈夫?～



2003年(平成15年)

11月20日(木)

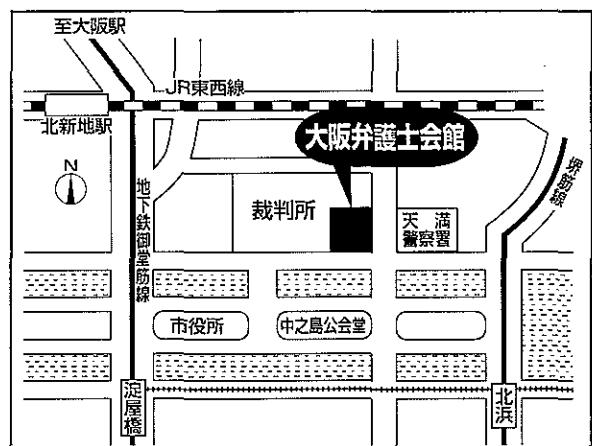
午後6時～午後9時

大阪弁護士会館
6階ホール

入場無料

申込みは不要ですので、
直接会場へお越し願います。

【大阪弁護士会館地図】



(地下鉄・京阪電車「淀屋橋」「北浜」駅より徒歩8分)

主催／大阪弁護士会

「公益通報者保護法案」を考える ～ホンマに内部告発して大丈夫？～

昨今、数々の食品表示偽装事件や東京電力の原発トラブル隠蔽事件、ダスキンの無認可物質使用事件など企業不祥事の発覚が相次いでいますが、その多くは、関係者からの内部情報の通報（公益通報）が契機となつたものです。

こうした公益通報は、消費者の生命・身体・財産の安全や環境保護等のためにも、非常に重要です。そのため、現在、通報者を不当な圧力から保護するための公益通報者保護制度が立法化されようとしており、まもなく法案骨子も発表される見通しです。

ところが、これまでの国民生活審議会の審議経過等によれば、①保護される通報者の範囲が狭い、②保護される通報が規制違反・刑法犯に限られる、③保護される通報の手続が限られ、外部への通報が困難になる、④民事・刑事責任が免責されず、保護の内容が不十分である等、むしろ公益通報者の保護を弱め、内部告発を抑制する制度になりかねず、これらの問題点については、日弁連が対案として本年7月に策定した公益通報者保護制度要綱や、当会が本年8月に作成した意見書でも指摘しているところです。

そこで、法案骨子が公表され、これに対するパブリックコメントが募集されるこの機会に、るべき公益通報者保護制度を議論するため、下記のとおりシンポジウムを開催することにいたしました。近時、大阪で出された「いずみ生協事件」判決も踏まえて、議論を深める予定です。

多くの皆さんのご参加をお願い致します。

プログラム

第1部：報告

いずみ生協事件について（同事件の通報者）

現在までの政府における審議経過と近時の情勢について

（浅岡 美恵 弁護士・国生審公益通報者保護制度検討委員会委員）

日弁連要綱及び大阪弁護士会意見書について

（菅 聰一郎 弁護士・当会消費者保護委員会副委員長）

第2部：パネルディスカッション

<パネリスト>

坂東 俊矢 教授（京都産業大学法学部）

森岡 孝二 教授（関西大学経済学部・公益通報支援センター代表）

財前 昌和 弁護士（いずみ生協事件告発者側代理人）

田中 厚 弁護士（日弁連消費者問題対策委員会副委員長）

<コーディネーター>

片山登志子 弁護士（国生審公益通報者保護制度検討委員会委員）

【お問い合わせ】

大阪弁護士会 委員会担当室

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目1番2号

TEL.06-6364-1227